

年金収入の方
(記入例)

年度 市県民税申告書

Declaration for Fiscal Year Municipal Inhabitants Tax
(兼国民健康保険税・後期高齢者医療保険料申告書)

別府市長あて 年 月 日提出

確認	免・資・マ・在・他()
整理No.	
国保	

住所 Address	別府市 上野口町1番15号 ○○アパート		フリガナ	ベップ イチロウ		
			氏名 Name	別府 市郎		
			個人番号 My number	1 2 3 4	5 6 7 8	9 0 * *
			生年月日 Date of Birth	30 年 2 月 6 日		本人
			電話番号 Phone Number	0977-21-****		代理申告者氏名

※ 年1月1日～12月31日の収入及び支出の状況を記入してください。

(単位は円)

○所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
	国民健康保険	円	後期高齢者医療保険	
	国民年金	円	その他	69,000
	介護保険	円	合計	69,000
生命保険料控除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	115,000
	新個人年金保険料の計	円		
除料	介護医療保険料の計	円		
控除	地震保険料の計	円		
事項	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 <input checked="" type="checkbox"/> 普通障害者(3)・精神()			
配偶者(特別)控除	配偶者の氏名	個人番号	生年月日	合計所得金額
	別府 花子 (同居)	2345 6789 01**	昭和 21.7.4	0 万円
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)			
扶養親族特別控除	扶養親族の氏名	個人番号	続柄	障区
所得から差し引かれる金額	営業等			
	農業			
	不動産			
	利子			
	配当			
	給与			
	公的年金等	1 407	298	
	業務			
	その他			
	合計	1 407	298	
	総合譲渡一時 ①+((②+③)×			
	合計所得金額	1 407	298	
	社会保険料控除		69 000	
	小規模企業共済等掛金控除			
	生命保険料控除		35 000	
	地震保険料控除			
	寡婦,ひとり親控除		0 0 0 0	
	勤労学生,障害者控除	26 0	0 0 0 0	
	配偶者(特別)控除	38 0	0 0 0 0	
	扶養控除		0 0 0 0	
	特定親族特別控除		0 0 0 0	
	基礎控除	43 0	0 0 0 0	
	小計	1 174	000	
	雑損控除			
	医療費控除			
	合計	1 174	000	

すべての方の記入箇所

- ・1月1日の住所
- ・氏名、フリガナ
- ・個人番号
- ・生年月日
- ・世帯主の氏名
- ・固定電話
または携帯電話

※代理申告の場合は、氏名を記入。

該当する方の記入箇所

《各種所得控除》

- ・申告には、各種所得控除にかかわる明細書や証明書を添付してください。

該当する方の記入箇所

《本人該当事項》

- ・該当する□に、✓を付ける。
- ・障害に該当の場合、手帳を提示してください。
- ・郵送提出の場合は、手帳のコピーを添付してください。

《控除対象となる扶養親族》

- ・氏名、個人番号、生年月日などを記入。
- ・本人の合計所得が1,000万円超の場合で、生計を一にする配偶者がいる場合は、同一生計配偶者の□に、✓を付ける。

別居の扶養親族等の氏名・住所	氏名	住所
別居の扶養親族等が国外居住の場合	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち災害関連支出の金額
医療費控除	支払医療費	保険金などで補てんされる金額	10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない金額
	スイッチOTC薬控除	※ こちらの控除を受ける場合、従来の医療費控除を受けることができません。	
		支払金額	円

○ 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市県民税の納付方法

- 給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

